

耐用年数 WG 議事メモ

平成 16 年 7 月 21 日

(土工の耐用年数について)

土工のように、既存の耐用年数のうち複数の採用が考えられる場合には、設計、施工監督、管理に関する考え方を十分に検討し、同等であると考えられる耐用年数を採用する。(地形の状況や地質条件等により、同種の構造物でも物理的寿命が異なる場合がある。)

「鉄道業用 土工設備 線路築堤・切取 70 年」を採用するためには、「土造のものの 自動車道 40 年」を適用することが適切ではないという十分な説明が必要である。

「土造のものの 自動車道 40 年」という設定は、元来、物理的寿命を基に定められたものでなく、非償却資産であったものに対し、法定耐用年数を定め投下費用の回収を認めることとされたものであると推測され、資産の現在価値を適切に評価するためのものではないだろう。

検討した結果について、次回WGにおいて道路公団より報告して頂く。

(合成樹脂造 カルバートの耐用年数について)

合成樹脂造のカルバートは、材料の製品化からの歴史が短く更新実績がないことから、物理的寿命又は機能的寿命を科学的に算出することができないため、材質を重視して既存の耐用年数を採用するという考えに基づき、税法上の「合成樹脂造のもの 10 年」を採用する。

(遮音壁の耐用年数について)

機能的陳腐化が支配的であるとして、その発生期間を過去の更新実績の平均値に基づき 18 年と算定し、これを耐用年数とする。

(長大橋の耐用年数について)

長大橋のように物理的老朽化が支配的である場合には、物理的寿命の考え方、設計、施工監督、管理に関する考え方について十分に検討し、物理的寿命を予測し、これを耐用年数とする。（設置された場所の環境条件等により、同種の構造物でも物理的寿命が異なる場合がある。）

検討した結果について、次回WGにおいて本四公団より報告して頂く。なお、検討においては、疲労を考慮する必要がある道鉄併用橋とそれ以外の長大橋の2つのケースについて検討して頂きたい。

（償却単位について）

最小の効用単位を償却単位とする。

この場合、首都公団・阪神公団のように、上部工のみ架け替えることも十分予測される場合には、上部工と下部工を別々とした単位とする。

一方、道路公団のように、上部工と下部工を一体として考えている場合には、上・下一体とした償却単位とする。

また、支承や伸縮装置は、上部工・下部工に比べて短時間で物理的寿命が到来するものであり、その重要性を考慮すれば、個別償却せず上部工または下部工に付随したものと償却するものとする。

以 上